

# 大東市住工調和条例(案)

・・・愛称 大東いきいき条例 ・・・

大東市議会

## 大東市住工調和条例(案)

### (目的)

第1条 この条例は、本市における住宅と工場の混在（以下「住工混在」という。）の解消に努め、良好なまちづくりと企業活動の調和（以下「住工調和」という。）を図ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住および転入しようとする者をいう。
- (2) 販売業者 市内で大東市開発指導要綱（平成7年4月1日制定）第2条第2号に掲げる者および住宅等の販売を業いとする者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 地域 地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定するものをいう。）である自治会または町会をいう。
- (5) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号において用途地域と総称される各地域をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、本市に転入し、または市内に新たに転居するものに対して、当該地域の用途地域および街づくり計画等について周知するよう努めなければならない。

- 2 市は、指定を行った用途地域の用途が実状に合わない場合は、大阪府など関係機関と協議し、用途地域の見直しなど効果的な対策を行わなければならない。
- 3 市は、住工混在に伴う苦情、問題等の発生を避けるため、関係者による事前協議を行わなければならない。
- 4 市は、良好な住環境を維持するため、市民と事業者との間で住工混在に伴う苦情、問題等が発生した場合は、両者の問題解決のための協議の場を設けなければならない。
- 5 市は、本市内への企業の立地の促進および良好な操業環境を維持するため、企業活性化の施策を実施しなければならない。

(販売業者の責務)

第4条 販売業者は、購入者に対し、用途地域、街づくり計画等について、事前に十分な説明を行い、住工調和への理解を促進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、用途地域などを理解するとともに、周辺住民と共存できる環境づくりに努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民およびに本市に転入しようとする者は、良好な住環境を維持し、その地域の用途地域および街づくり計画などについて、十分に認識するように努めなければならない。

(地域の責務)

第7条 地域は、住環境と操業環境の共存を図るため、地域住民の声を集約し、市または事業者へ届けること等により、住工調和の促進に努めなければならない。

(指導および助言)

第8条 市長は、第2条第1号から第4号までに掲げる者に対し、住工混在の解消および住工調和を図るために必要な措置を講じるよう指導および助言を行うものとする。

(説明または資料の提出)

第9条 市長は、販売業者が行う事業が住工混在の解消および住工調和を図ることに支障があると認めるときは、当該販売業者に対し、当該事業に係る説明または資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第10条 市長は、販売業者が行う事業が住工混在の解消および住工調和を図ることについて支障があると認めるときは、当該販売業者に対し、その事業の取扱いを是正するよう勧告することができる。

(公表)

第11条 市長は、販売業者が第9条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、または前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を

公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表の可否を決定するときは、あらかじめ販売業者にその内容を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、住工混在の解消および住工調和について、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。